

事 務 連 絡  
平成 28 年 6 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

組織再編等に伴う輸出用化粧品の証明書の発給に係る対象の様式について

この度、厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴い、平成 28 年 6 月 21 日付けで、「審査管理課」から「医薬品審査管理課」へ課の名称が変更されました。

これに伴い、平成 28 年 6 月 21 日付け薬生発 0621 第 2 号「厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う大臣官房統計情報部、医薬・生活衛生局、厚生労働基準局、年金局及び政策統括官の組織再編等について」により、組織再編等前に発出された医薬・生活衛生局内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編等後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとするとしております。

また、組織再編等前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編等に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編等後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととするとしております。

以上より、今回の組織再編等に伴う輸出用化粧品の証明書の発給に係る通知の各様式のうち、対象の様式は、別添のとおりとなりますので、御了知願います。

なお、本事務連絡については、別記宛に送付しているものとなりますので、併せて御了知願います。

## 別記

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課

地方厚生局

日本化粧品工業連合会

日本輸入化粧品協会

日本パーマメントウェーブ液工業組合

日本医薬品添加剤協会

日本界面活性剤工業会

日本石鹼洗剤工業会

日本石鹼洗剤工業組合

日本歯磨工業会

日本ヘアカラー工業会

日本浴用剤工業会

日本エアゾール協会

日本エアゾールヘアラッカー工業組合

化粧品原料協会

近畿化粧品原料協会

欧州ビジネス協会化粧品委員会

在日米国商工会議所化粧品委員会

(様式 2-2)

## 証 明 書

日本国厚生労働省は、（製造業者の氏名（法人にあつては、名称））、（製造業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地））が日本国医薬品医療機器等法第 13 条第 1 項の規定により許可された化粧品製造業者であることを証明します。

製造所の名称：

製造所の所在地：

許可番号：

厚薬生 第            号

平成    年    月    日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

(Form No.2-2)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE  
GOVERNMENT OF JAPAN  
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

**CERTIFICATE**

It is hereby certified that (Name of the Manufacturer), (Address) is a cosmetic manufacturer licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 13 of the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Name of Manufacturing Site:

Address:

Licence Number:

No.

TOKYO, date

---

(医薬品審査管理課長名)

Director, Pharmaceutical Evaluation Division

Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式3)

証 明 書

日本国厚生労働省は、（製造販売業者の氏名（法人にあつては、名称））、（製造販売業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地））によって製造販売された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造（輸入）され、かつ、日本国内において販売することを認められているものであることを証明します。

製品名：

厚薬生 第 号

平成 年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

(Form No.3)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE**  
**GOVERNMENT OF JAPAN**  
**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

**CERTIFICATE**

It is hereby certified that the following cosmetic product(s) marketed by (Name of the Marketing approval holder),(Address) is(are) manufactured(imported) subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan and is(are) allowed to be sold in Japan.

Product(s) :

No.

TOKYO, date

---

(医薬品審査管理課長名)

Director, Pharmaceutical Evaluation Division

Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

(様式4-1)

証 明 書

日本国厚生労働省は、（製造販売業者の氏名（法人にあつては、名称））、（製造販売業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地））によって輸出される下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造（輸入）されているものであることを証明します。

製品名：

厚薬生 第 号

平成 年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

(Form No.4-1)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE**  
**GOVERNMENT OF JAPAN**  
**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

**CERTIFICATE**

It is hereby certified that the following cosmetic product(s) exported by (Name of the Marketing approval holder ), (Address) is(are) manufactured(imported) subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

---

(医薬品審査管理課長名)

Director, Pharmaceutical Evaluation Division

Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare



(様式4-2)

## 証 明 書

日本国厚生労働省は、（製造業者の氏名（法人にあつては、名称））、（製造業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地））によって製造（輸入）された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造（輸入）されているものであることを証明します。

製品名：

厚薬生 第            号

平成    年    月    日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

(Form No.4-2)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE  
GOVERNMENT OF JAPAN  
2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

**CERTIFICATE**

It is hereby certified that the following cosmetic product(s) manufactured (imported) by (Name of the Manufacturer), (Address) is(are) subject to our supervision as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

---

(医薬品審査管理課長名)

Director, Pharmaceutical Evaluation Division

Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare